

市民協働モデル事業

「水上オートバイの マナー向上啓発事業」 実行委員会

令和 5 年度活動報告会

活動について

▶ 事業実施期間

2022年4月から2025年3月（3年間）

▶ 主な活動内容

- ・利用者へのマナーやルールの指導
- ・海難事故などの救助サポート
- ・海上で発見した危険行為の**直接指導**
- ・市、海上保安部、警察などの関係機関と連携した合同パトロールの実施

実態

- ▶ 久里浜港では、水上オートバイなどによる、フェリーの航行や漁業活動への支障、船舶同士の接触事故、海岸利用者とのトラブル防止のため、2003年に関係者間の話し合いのもと、ルールが策定された

2022/8

平成15年（2003年）に水上オートバイなどのプレジャーボートによるフェリー等の運航や漁業への支障、船舶同士の接触事故、海岸利用者とのトラブルの解消のため、地元町内会、漁業関係者、フェリー運航者、港湾事業者、水上オートバイの愛好者団体、警察、海上保安庁、町内会、横須賀市などが話し合い、久里浜港内における水上バイクの利用ルールを裏面のとおり策定しています。

利用者の皆さんがお互いに安全で快適に利用できるよう、ルールに沿った利用をお願いします。

久里浜港における航行のお願い

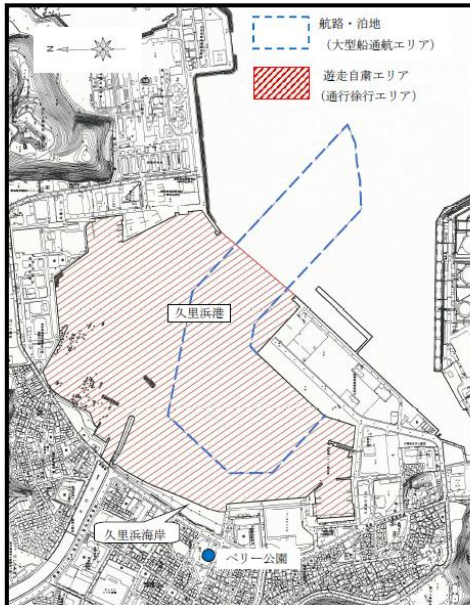


水上オートバイ・プレジャーボート等ユーザーのみなさんへ

久里浜港について

- ・貨物船の入出港のほか、金谷港（千葉）へのフェリー、伊豆大島とのジェット船、父島（小笠原諸島）への観光船の各種航路があり、多くの船舶の出入りが頻繁にあります。
- ・アジ、タコ、ワカメなどの漁業が盛んです。
- ・海の水をきれいにしたり、海の生き物を守るアマモ（海藻）が生えています。

2022/8



- ・左図を参考に、安全な航行に留意し久里浜港を通過してください。
- ・危険防止のため、港内では徐行してください。
- ・特に海浜利用者がいる近隣を走行する場合は、最徐行してください。
- ・徐行航行時は、定置網、いけす、漁船、フェリー等の船舶には近づかないで下さい。
- ・酒酔い操縦や危険な操縦等は『小型船舶操縦者法』により処分の対象になります。
- ・地元住民・施設、海・浜・港の利用者に迷惑のかわらない通行をしてください。
- ・海浜への車の乗り入れは出来ません。
- ・港内で複数の船舶を使用してレース等のイベントを行う場合には、海上保安庁（港長）の許可が必要です。

- ・横須賀市建設部港湾管理課
- ・横須賀海上保安部

実態

- ▶ ルールは設けられているものの、マナーを守らない利用者もあり、危険な暴走行為や騒音などの問題も発生している



海岸で遊ぶ子どもたちのすぐ近くで
危険な暴走行為も・・・

ジェットスキーオフィシャルクラブの役割

- ▶ 市は船舶等を所有していないため、陸上のみの活動に限定される。陸上からの呼びかけでは限度がある
- ▶ オフィシャルクラブ（愛好家団体）のメンバーによる海上での**直接指導**によって、より効果の高い活動が可能



▲ 専用のビブスを身に着け、海上パトロールをするメンバー

令和5年度（2023年度）の活動実績

- ▶ 6月から9月にかけて土休日を中心に計17回パトロールを実施
- ▶ 1回につき4～5台の水上バイクで、マナーの声掛け・監視
- ▶ 海難事故に備えた救助サポート態勢の強化
- ▶ エリアは久里浜を起点に秋谷・三浦・猿島方面など、三浦半島一帯に出動
- ▶ 久里浜海岸合同パトロールの実施 ⇒台風7号接近で中止



令和4年の合同パトロールの様子

久里浜海岸合同パトロール

- ▶ 年に1回、横須賀海上保安部、横須賀南警察署、横浜水上警察と連携して合同パトロールを実施
- ▶ 通常的安全指導に加え、海岸の安全な利用の呼びかけなどを行う



2024年7月28日（日）実施
久里浜海岸合同パトロール

活動最終年度を迎えて

- ▶ 水上オートバイのマナーに関して横須賀市港湾部に寄せられた苦情は、令和5年度から **0件**である
- ▶ 活動が具体的な効果として現れていることから、今後も活動の継続を関係者間で協議している